1 目 的

本業務は、性に関する正しい知識の普及と、予期せぬ妊娠などの悩みについて相談できる相談窓口(女性専門相談センタースマイル、県内各保健所)の普及啓発、及び女性特有の健康問題についての知識の普及について、広報・啓発業務を委託するにあたり、受託候補を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

- (1) 業務件名
 - 女性の健康等に関する広報・啓発業務
- (2) 業務内容
 - 業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

- 3 委託金額の上限額
 - 1,729,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- 4 参加資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 (一般競争入札の参加者の資格) の規定に該当しない者であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者であること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 宮崎県税(個人県民税及び地方消費税を除く。) に未納がないこと。
- (5) この公告の日から委託候補事業者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例 (平成 23 年宮崎県条例第 18 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は 代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (7)本業務について十分な業務遂行能力を有し、同種、同規模以上の業務の実績を有する者であること。
- 5 企画提案競技実施の公示方法

本業務の実施要領及び様式等の交付は、次のとおりとする。

(1) 方法

県庁ホームページにより公示

(2) 期間

令和5年11月30日(木)から令和5年12月13日(水)

6 スケジュール

(1) 公告

令和5年11月30日(木)

(2) 質問等の締切

令和5年12月11日(月)

(3) 企画提案競技参加申込書の提出期限

令和5年12月13日(水)午後5時(必着)

(4) 企画提案書の提出締切

令和5年12月27日(水)午後5時(必着)

(5) 審査結果の通知

令和6年 1月11日(木)までに

7 参加申込書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。なお、様式の指定のないものは、任意の様式とする。

- (1) 提出書類
 - ① 企画競技参加申込書(様式1)
 - ② 会社案内書、概要書等(既存のもので可)・・・6部
- (2) 提出期限

令和5年12月13日(水)午後5時まで

(3) 提出方法

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日を除く)とし、郵送の場合は書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。定められた期限までに提出がない場合は不参加とみなす。

(4) 提出場所

「14 書類提出及び問い合わせ先」の場所

8 参加辞退

参加申込書等の提出後に、以降の参加手続を辞退する場合は、辞退届(様式2)を、下記「14 書類提出及び問い合わせ先」の場所に持参又は郵送すること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

次のとおり企画提案書を提出すること。

また、文字サイズは11ポイント以上とすること。

	内 容	様式	規格	部数
1	企画提案書	任意	A 4	6部
	①企画内容		又は	
	(1) 啓発物:ビジュアルデザイン(ラフスケッチ程度で可)の提		A 3	
	案とともに、案の意図について説明。			
	(2)インターネット媒体やパブリシティによる周知:対象となる			
	若年層を具体的に想定して、活用する媒体の種類や方法、回数			
	等と見込まれる効果を説明。			
	②業務の実施体制			
	③業務スケジュール			
	④令和2年度以降における本業務と同種、同規模以上の業務委託			
	・履行実績			
2	見積書	任意	A 4	1 部
3	誓約書	様式	A 4	1 部
		3		

※ 見積書は積算内容がわかるように記載すること。金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地 方消費税、合計額を記載すること。宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

(2) 提出先

「14 書類提出及び問い合わせ先」の場所

(3) 提出期限

令和5年12月27日(水)午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日を除く)とし、郵送の場合は書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。

10 審査に関する事項

(1) 企画提案書の審査は、別表「審査基準」に基づき、別途定める選定委員会に諮り、最優秀提案 1件を選定する。なお、提案者が1者の場合は、その得点があらかじめ定めた基準点に達した ときは、当該提案者を委託候補事業者とする。 (2) 審査結果は全ての企画提案者に対して文書により通知する。

11 質問回答等

質問及び回答については、次のとおり。

なお、本企画提案競技に関する説明会は実施しない。

(1) 質問方法

質問については質問書(様式4)により電子メールで行うこと。

(2) 受付期限

令和5年12月11(月)午後5時まで

(3) 回答方法

原則として、質問受付日の翌々日(土曜・日曜及び祝日を除く)までに回答する。

(4) 受付場所

下記「14 書類提出及び問い合わせ先」のメールアドレスとする。

12 その他留意事項

- (1) 応募者は、企画提案書の提出をもって、実施要領、応募等様式集、仕様書の記載内容を承諾したものとする。
- (2) この企画提案競技に関する必要な費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。
- (4) 応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 参加申込書等を提出した以降契約締結までに、前記「4 参加資格」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
 - ② 提出期限内に企画提案書の提出がされなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
 - ⑤ 委託契約額の上限を超える場合

13 契約に関する事項

- (1) 最優秀提案者と業務委託に関する詳細協議の上、委託契約を締結する。
- (2) 協議が整わず契約見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 契約締結手続
 - ア 審査の結果、委託候補事業者を決定したときは、県は、委託候補事業者から見積書を 徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則(昭和 39 年宮崎県規 則第 2 号)に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。
 - イ 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方の企画提案をもとに作成するが、本業務の 目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補事業者との協議により、提 案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。
- (4) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(5) 委託料の支払方法 精算払とする。

14 書類提出及び問い合わせ先

宮崎県福祉保健部健康増進課 母子保健・医療支援担当

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県庁防災庁舎 2 階 電話番号 0985-44-2621

メールアドレス <u>kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp</u>

(別表)

女性の健康等に関する広報・啓発業務委託に係る企画提案競技 審査基準

審査項目			内 容	配点
1	業務の目的等の理解		・業務の目的、啓発の主要テーマ、内容等を十分に理 解しているか。	
2 提案内容	アー啓発チラ	啓発チラシ・小冊子の作成	・対象となる若年層の目にとまり、手にとって見て もらえるようなデザインであるか。・伝えるべき情報が見やすくレイアウトされている か。	1 5
			・若年層へ向けて、知識の普及啓発の効果が期待さ れる内容、種類となっているか。	1 0
	インターネット媒体やパブ リシティを活用した周知	・若年層へ向けて、正しい知識や相談窓口の普及啓 発を行うための効果的な方法であるか。	1 5	
		・活用する媒体の種類、方法・回数等により、効果 が見込まれる内容となっているか。	1 0	
	ウ 女性の健康週間の配布用 啓発グッズの作成	・広い年代の県民の目にとまり、手にとって見てもらえるような物であるか。・伝えるべき情報が見やすくレイアウトされているか。	1 0	
		・広い世代の県民が関心を持ち、内容を理解することが期待される内容となっているか。	1 0	
3	業務の実施体制		・責任者や役割分担が明確であるとともに、業務を 実施できる十分な人員と体制が確保できている か。	5
4	業務のスケジュール・		・業務実施のスケジュールが現実的で妥当なものか。	5
5	本業務と同種、同規模以上の業 務の受託・履行実績		・過去の実績から効果的な事業の実施が期待できるか。	5
6	安申見積		・妥当な経費の積算となっているか。・コストパフォーマンスに優れた見積額であるか。	5
評価点数合計				